公告

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 6 条第 2 項の規定により 大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第 3 項において準 用する同法第 5 条第 3 項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和元年12月20日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び中濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和3年2月19日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地サピーショッピングセンター 美濃市松森上竹下200番地1 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 美濃 小売 商業 開発 協同組合 代表理事 旦野 隆晃

岐阜県美濃市松森上竹下200番地

株式会社カネスエ・あーすワン 代表取締役 牛田 貴博 愛知県一宮市下川田五丁目2番地

- 3 変更しようとする事項
 - (1)大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり)

項目	変更前	変更後
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	4 6 . 4 8 m²	46.54 m²

(2)大規模栗店舗の施設の運営方法に関する事項

項目	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	8:00 ~ 22:00	7:00~22:00
来客が駐車場を利用することができる時間帯	7:30 ~ 22:30	6:30~22:30
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	4 箇 所	2 箇 所
荷さばき施設において荷さばきを行	① 6:00~20:00	① 24 時間
うことができる時間帯	② 8:00~20:00	② 6:00~22:00

4 届出年月日

令和3年2月12日